

障害者差別の解消を推進する取組について

1 令和3年度

(1) 普及啓発

- ア 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施
- イ 都民及び事業者向け啓発シンポジウムの開催
- ウ インターネット都政モニターアンケートの実施

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（定例会1回、部会3回）

障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進等により、障害を理由とする差別を解消するための取組を行う。

(3) 区市町村との連携

- ア 差別解消支援地域協議会活動促進事業の実施
身近な地域において、子供の頃から障害に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が設置する障害者差別解消支援地域協議会における取組を支援する。
- イ 区市町村向け研修の実施

(5) 都職員等への研修

- ア 新規採用職員向け研修の実施
- イ 職員向けeラーニングの実施
- ウ 職員・東京都政策連携団体向け説明会の開催
- エ 管理職向け研修の実施

2 令和4年度

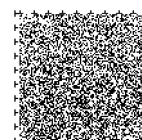
(1) 普及啓発

- ア 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施
- イ 都民及び事業者向け啓発シンポジウムの開催
- ウ 相談事例集の作成
障害者への合理的配慮等に関する事例集（感染症対策編）を作成
- エ 障害者理解促進のための特設サイト「ハートシティ東京」の改修
情報保障・情報アクセシビリティ法・東京都手話言語条例に関するページを作成

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（定例会1回、部会2回）

(3) 区市町村との連携

- ア 差別解消支援地域協議会活動促進事業の実施
- イ 区市町村向け研修の実施



(4) 都職員等への研修

- ア 新規採用職員向け研修の実施
- イ 職員向け eラーニングの実施
- ウ 職員・東京都政策連携団体向け説明会の開催
- エ 管理職向け研修の実施

3 令和5年度（予定）

(1) 普及啓発

- ア 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施
- イ 都民及び事業者向け啓発シンポジウムの開催
- ウ 普及啓発物の改訂・周知
来年度の改正障害者差別解消法の施行に向けて、普及啓発物の改訂を行う。

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（定例会1回、部会2回）

(3) 区市町村との連携

- ア 差別解消支援地域協議会活動促進事業の実施
- イ 区市町村向け研修の実施
- ウ 障害者差別解消区市町村連絡会の開催
都内を10ブロックに分け、都及び区市町村の担当者を構成員とし、情報共有、意見交換等を行う。

(4) 都職員等への研修

- ア 新規採用職員向け研修の実施
- イ 職員向け eラーニングの実施
- ウ 職員・東京都政策連携団体向け説明会の開催
- エ 管理職向け研修の実施

